

令和7年度版

第4次那須塩原市 男女共同参画行動計画 年次報告書 ～令和6年度の実施状況～



那 須 塩 原 市

男女共同参画社会の実現を目指して

少子高齢化の進行や人口減少の到来、雇用形態の多様化が進むなど、社会経済情勢は大きく変化しております。このような中で、社会の変化に柔軟に対応でき、誰もがいきいきと暮らせる社会をつくっていくためには、男女が、その性別に関わりなく、あらゆる分野でそれぞれの個性や能力を最大限に発揮できる男女共同参画社会の実現が大変重要です。

那須塩原市では、「那須塩原市男女共同参画推進条例」に基づき、「第1次男女共同参画行動計画」（平成19年3月策定）、「第2次那須塩原市男女共同参画行動計画」（平成24年3月策定）、「第3次那須塩原市男女共同参画行動計画」（平成28年3月策定）に沿って、一貫して男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策を推進してまいりました。

令和5年度にスタートいたしました「第4次那須塩原市男女共同参画行動計画」では、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、「男女共同参画の意識づくりと環境整備」、「あらゆる分野への男女共同参画の推進」、「男女の人権尊重と暴力の根絶」を基本目標に掲げ、各種施策を総合的に推進することといたしております。

本書は、男女共同参画推進条例に基づき、令和6年度に取り組んできた男女共同参画に関する施策の実施状況を年次報告書としてまとめたものです。

市民の皆さまをはじめ各種団体や事業者の方々には、市の男女共同参画の現状や施策に関する理解と関心を深めていただくとともに、男女共同参画社会の実現に向けた取組の一助としていただければ幸いです。

令和7年7月

那須塩原市長

渡辺 美知太郎

目次

【基本理念と計画の体系】

1	第4次那須塩原市男女共同参画行動計画の基本理念	1
2	第4次那須塩原市男女共同参画行動計画の体系	2
3	第4次那須塩原市男女共同参画行動計画の指標と目標値	3～6

【令和6年度の男女共同参画に関する事業の実施状況】

1	事業の評価	
	事業の評価方法・基本目標ごとの評価一覧表	7
	事業の総合評価・基本目標ごとの総合評価	8～9
2	事業の実施状況	
	基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくりと環境整備	10～17
	基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進	18～35
	基本目標Ⅲ 男女の人権尊重と暴力の根絶	36～45

【資料】

那須塩原市男女共同参画推進条例	46～50
-----------------------	-------

基本理念と計画の体系

1 基本理念

「那須塩原市男女共同参画推進条例」第3条の基本理念を本計画における理念とします。

(1) 男女の人権の尊重

男女が個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女間における暴力が根絶されること、その他の男女の人権が尊重されること

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識や偏見等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭の重要性を認識して、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域、その他の家庭以外の社会生活における活動に対等に参画できるようにすること

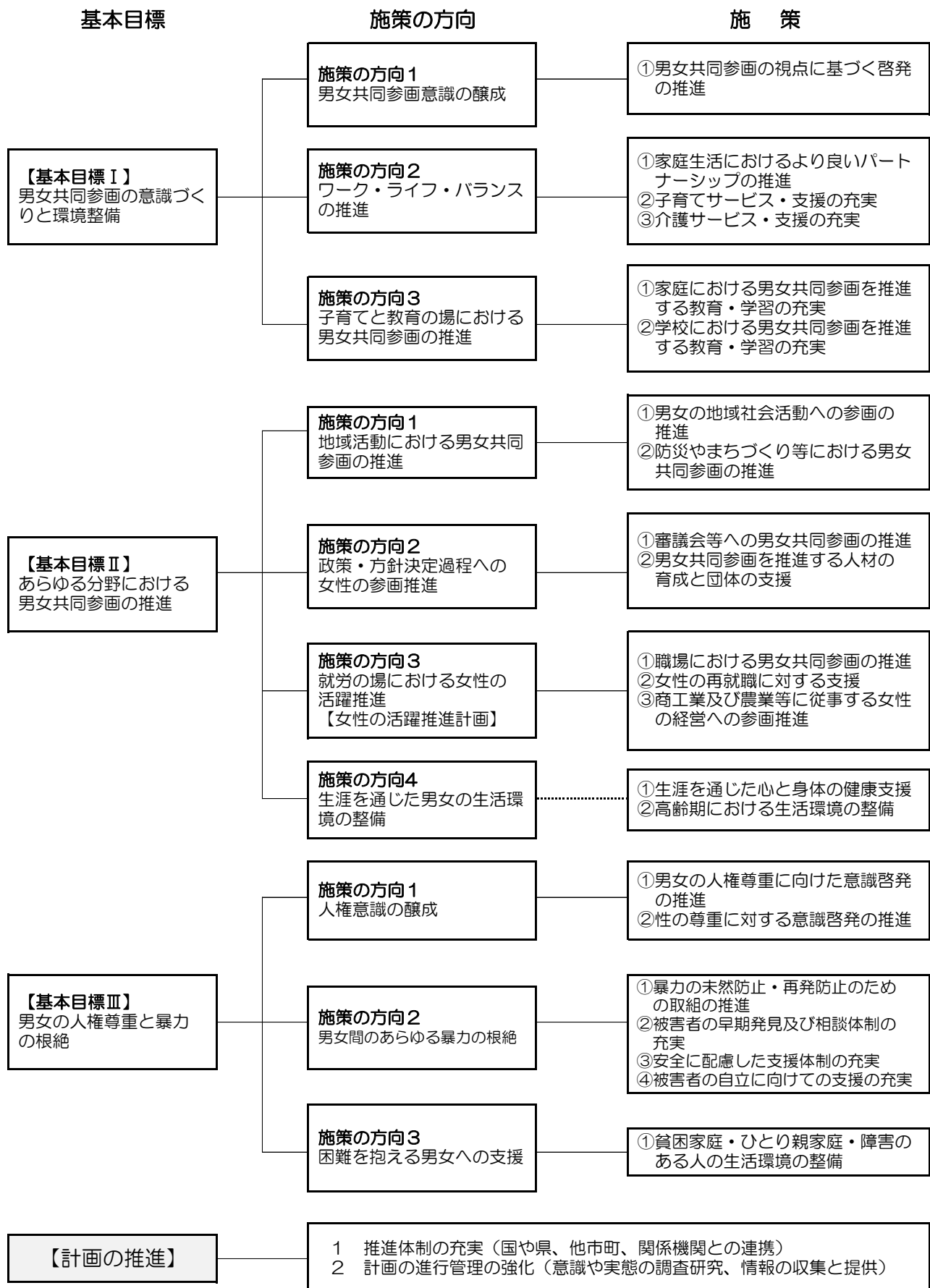
(5) 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が、互いの身体的特徴及び性について理解を深め、かつ、尊重しあうことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること

(6) 国際社会の動向を踏まえた取組

男女共同参画の推進に向けた取組は国際社会の取組と密接に関係していることから、国際社会の動向を踏まえながら行うこと

2 計画の体系



3 計画の指標と目標値

目 標 設 定 指 標		基準値 (R3年度)	参考値 (R5年度)	現状値 (R6年度)	目標値 (R9年度)	担当課	
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくりと環境整備	施策の方向1 男女共同参画意識の醸成						
	① 男女共同参画の視点に基づく啓発の推進						
	○	男は仕事、女は家庭といった性別による役割を固定する考えを持つ人の割合	3.3%	—	—	1.0% (以下)	市民協働推進課
	○	男女共同参画情報「みいな」の認知度	34.4%	—	—	40.0%	市民協働推進課
	施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの推進						
	① 家庭生活におけるよりよいパートナーシップの推進						
	○	家庭生活において男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	26.9%	—	—	39.0%	市民協働推進課
	○	ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合	35.0%	—	—	44.0%	市民協働推進課
	6	「家庭の日」推進のため行う『子どもフェスタ』の来場者数	未実施	411 人	1,111 人	500 人	生涯学習課
	② 子育てサービス・支援の充実						
	7	特別保育事業(延長、病児・病後保育、休日、一時)の実施施設数	38 箇所	41 箇所	42 箇所	38 箇所	保育課
	8	出張サロン開設箇所数	5 箇所	5 箇所	5 箇所	7 箇所	子育て相談課
	10	ファミリーサポートセンター サポート率	100%	100%	99.95%	100%	子育て支援課
	11	児童クラブの待機児童数	0 人	0 人	0 人	0 人	子育て支援課
	③ 介護サービス・支援の充実						
	13	地域包括支援センター相談件数	19,962 件	20,767 件	20,296 件	20,000 件	高齢福祉課
	施策の方向3 子育てと教育の場における男女共同参画の推進						
	① 家庭における男女共同参画を推進する教育・学習の充実						
	15	教育講演会等の家庭教育力向上に係る事業への参加者数	467 名	353 名	170 名	650 名	生涯学習課
	16	親学習プログラム活用事業の実施回数	16 回	16 回	16 回	16 回	生涯学習課
	17	家庭教育オピニオンリーダー会員数	37 人	36 人	36 人	43 人	生涯学習課

目 標 設 定 指 標		基準値 (R3年度)	参考値 (R5年度)	現状値 (R6年度)	目標値 (R9年度)	担当課	
	② 学校における男女共同参画を推進する教育・学習の充実						
	○	学校における男女の地位が平等になっていると感じる割合	63.5%	—	—	71.0%	市民協働推進課
	18	とちぎっ子学習状況調査における質問項目「誰に対しても、思いやりの心をもって接している」に対する肯定率	90.1%	91.0%	92.4%	100%	学校教育課

目 標 設 定 指 標		基準値 (R3年度)	参考値 (R5年度)	現状値 (R6年度)	目標値 (R9年度)	担当課	
基本 目 標 Ⅱ あ ら ゆ る 分 野 に お け る 男 女 共 同 参 画 の 推 進	施策の方向 1 地域活動における男女共同参画の推進						
	① 男女の地域社会活動への参画の促進						
	○	地域・社会活動に参加していない人の割合	42.0%	—	—	36.0% (以下)	市民協働推進課
	22	生涯学習出前講座利用件数（行政編） 〃（市民編）	27 件 3 件	63 件 13 件	79 件 19 件	30 件 5 件	生涯学習課
	23	市民大学講座受講者数【延べ】	262 人	1,220 人	1,500 人	1,000 人	生涯学習課
	② 防災やまちづくり等における男女共同参画の推進						
	24	市民提案型協働のまちづくり支援事業による各年度の支援団体数	3 団体	5 団体	7 団体	8 団体	市民協働推進課
	25	コミュニティ未設置地区	4 地区	4 地区	4 地区	2 地区	市民協働推進課
	28	自主防災組織の世帯カバー率	81.6%	81.6%	81.6%	95.0%	危機管理課
	29	自主防犯団体補助件数【累計】	3 件	6 件	5 件	5 件	交通防犯課
	30	コミュニティ運営費補助金交付団体の割合	75.0%	93.8%	100%	100%	市民協働推進課
	施策の方向 2 政策・方針決定過程への女性の参画推進						
	① 審議会等への男女共同参画の推進						
	31	審議会等における女性委員の割合	31.6%	31.3%	29.0%	37.0%	市民協働推進課
	33	管理職（課長補佐級以上）に占める女性職員の割合	24.3%	28.2%	30.2%	30.0% (以上)	総務課

目 標 設 定 指 標		基準値 (R3年度)	参考値 (R5年度)	現状値 (R6年度)	目標値 (R9年度)	担当課	
基本 目 標 Ⅱ あ ら ゆ る 分 野 に お け る 男 女 共 同 参 画 の 推 進	施策の方向3 就労の場における女性の活躍推進						
	① 職場における男女共同参画の推進						
	○	職場において男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	28.7%	—	—	35.0%	市民協働推進課
	36	創業支援塾における女性受講者の割合	30.6%	64.0%	53.5%	33.0%	商工振興課
	38	家族経営協定締結件数の割合	16.1%	16.5%	17.0%	20.0%	農業委員会
	43	配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得割合 配偶者出産休暇 育児参加のための休暇	66.7% 46.7%	60.0% 60.0%	81.3% 56.3%	100% 100%	総務課
	② 女性の再就職に対する支援						
	45	マザーズコーナー相談件数（市民）	405 件	433 件	480 件	540 件	商工振興課
	③ 商工業及び農業等に従事する女性の経営への参画促進						
	37	女性認定農業者数 女性農業士数	40 人 3 人	43 人 3 人	36 人 3 人	45 人 4 人	農務畜産課
	施策の方向4 生涯を通じた男女の生活環境の整備						
	① 生涯を通じた心と身体 の健康支援						
	47	大腸がん検診受診率	30.0%	15.2%	15.4%	50.0%	健康増進課
	48	特定健康診査の受診率・特定保健指導の実施率 (国保加入者) 特定健康診査 特定保健指導	40.1% 21.6%	39.9% 22.0%	41.2% 22.3%	48.0% 27.0%	健康増進課
	49	妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた妊婦の割合（4 か月児健康診査時）	85.0%	85.0%	89.4%	89.0%	子育て相談課
	50	お父さんの育児参加について「よくやっている」と思う母親の割合（1 歳 6 か月児健康診査）	66.7%	67.1%	—	68.0%	子育て相談課
	51	育てにくさを感じた時の相談先や解決方法を知っている（3 歳児健康診査）	87.3%	91.3%	90.9%	88.5%	子育て相談課
	52	文化振興事業観覧者数	6,333 人	6,497 人	19,202 人	26,750 人	生涯学習課
	② 高齢期における生活環境の整備						
	54	介護予防のための「住民運営の通いの場」の数	46 箇所	48 箇所	55 箇所	65 箇所	高齢福祉課

目 標 設 定 指 標		基準値 (R3年度)	参考値 (R5年度)	現状値 (R6年度)	目標値 (R9年度)	担当課	
基本 目 標 Ⅲ 男 女 の 人 権 尊 重 と 暴 力 の 根 絶	施策の方向1 人権意識の醸成						
	① 男女の人権尊重に向けた意識啓発の推進						
	○	社会全体の中で男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	14.9%	—	—	24.0%	市民協働推進課
	② 性の尊重に対する意識啓発の推進						
	○	暴力について「どこ（誰）に相談してよいのか分からない」と答えた人の割合	24.0%	—	—	18.0% (以下)	市民協働推進課
	61	思春期保健事業（性に関する指導等）の実施中学校数	10校 (全校)	10校 (全校)	10校 (全校)	10校 (全校)	子育て相談課
	63	少年指導員による「愛の声かけ」人数	1,222人	1,020人	3,725人	1,500人	生涯学習課
	施策方向2 男女間のあらゆる暴力の根絶						
	① 暴力の未然防止・再発防止のための取組の推進						
	○	夫婦間における「平手で打つ」を暴力として認識する人の割合	75.0%	—	—	88.0%	市民協働推進課
	② 被害者の早期発見及び相談体制の充実						
	67	DV相談件数	51件	50件	56件	80件	子育て相談課
	④ 被害者の自立に向けての支援の充実						
	73	DV被害者の自立支援を行う婦人相談員数	3人	3人	2人	3人	子育て相談課
	施策の方向3 困難を抱える男女への支援						
	① 貧困家庭・ひとり親家庭・障害のある人の生活環境の整備						
	76	ひとり親家庭の自立支援のための高等職業訓練促進給付金の新規申請者数	1人	0人	1人	3人	子育て相談課
	78	障害のある人の地域生活支援のための介護給付サービス利用者の割合	13.0%	13.5%	13.9%	14.0%	社会福祉課

※○が付いている項目は、次期計画策定前年に実施している市民意識調査での目標設定指標であり、次回は令和8年度に調査予定である。

※担当課欄は、令和7年度の担当課を記載している。

～令和6年度の

男女共同参画に関する事業の実施状況～

1 事業の評価

事業の評価方法

年次報告書は本市が取り組む81の事業（再掲3事業含む）について、当該年度の実施状況（実績）を記載し、その評価や課題、具体的な改善策等について記載しています。

各事業がどれだけ達成されたかを、5段階で評価しました。

評価（事業本来の目的での達成度）

A 達成された（90%以上）

B 概ね達成された（80%以上）

C あまり達成されていない（60%以上）

D 達成されていない（60%未満）

E 事業終了

基本目標ごとの評価一覧表

	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価	E 評価	合 計
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識 づくりと環境整備	12	5	1	0	1	19
	(63%)	(27%)	(5%)	(0%)	(5%)	(100%)
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男 女共同参画の推進	11	27	1	0	0	39
	(28%)	(69%)	(3%)	(0%)	(0%)	(100%)
基本目標Ⅲ 男女の人権尊重と暴力の 根絶	14	9	0	0	0	23
	(61%)	(39%)	(0%)	(0%)	(0%)	(100%)
合 計	37	41	2	0	1	81
	(47%)	(51%)	(2%)	(0%)	(1%)	(100%)

事業の総合評価・基本目標ごとの総合評価

本市が取り組む81事業（再掲3事業含む）は、A評価（事業本来の目的が達成された）が39事業（48%）、B評価（事業本来の目的が概ね達成された）が39事業（48%）、C評価（事業本来の目的があまり達成されていない）が2事業（3%）、D評価（達成されていない）が0事業（0%）、E評価（事業終了）が1事業（1%）となっています。令和5年度に比べA評価が5事業増（6%増）、B評価が5事業減（6%減）となりました。

	基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の意識づくりと環境整備	
--	----------------------------------	--

【取組目標】

男女が性別による差別的扱いを受けず、自らが望む生き方を選択できる社会の実現を目指し、様々な場面において男女共同参画意識の啓発を図り、性別における固定的役割分担意識、性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に努めます。

また、男女が、家庭生活における活動及び職業・地域活動その他の社会活動との両立を果たすことができる環境づくりと子育てや介護サービスの充実などの社会的支援に努めます。

【事業の総合評価】

基本目標Ⅰの「男女共同参画社会の意識づくりと環境整備」の取組については、19事業のうち令和5年度と比べてA評価が2事業増、B評価が3事業減、C評価が1事業増となっています。

「介護保険制度の普及」では、例年の取り組みに加え市HPでの周知を強化し、市民への普及を推進できたため今年度からA評価となっています。

「サービス基盤の整備」では、令和6年度に整備を予定していた随時対応型訪問介護看護施設について公募を実施したが、応募者がいなく整備できなかったことからC評価となっています。。今後は公募の要件の緩和等の見直しを行い整備の推進を行っていきます。

	基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進	
--	----------------------------------	--

【取組目標】

政治・経済、地域社会、教育などのあらゆる分野において、男女が性別に関わりなく個人としての能力を十分に発揮できる機会の確保を目指し、男女共同参画社会形成を担うリーダー等の人材を育成するとともに、政策等の立案や方針決定の場への女性の参画促進に努めます。

就業分野における女性の活躍推進のための環境整備、子育てや介護サービスの充実などの社会的支援に努めます。

【事業の総合評価】

基本目標Ⅱの「あらゆる分野への男女共同参画の推進」の取組については、39事業のうち令和5年度と比べてB評価が1事業増、C評価が1事業減となっています。

「がん検診の推進」では目標設定指標である大腸がん検診受診率が、受診勧奨により、昨年度より受診者が増加したことから、今年度よりB評価となっています。今後はウェブ申し込みの整

備を進め更なる受診率向上に向けて取り組んでいきます。

「審議会等の男女比率の改善」では審議会等の男女比率の改善のため、女性人材リストを作成し庁内に周知し委員会等への女性登用割合は令和 3 年度より増加したことから B 評価と判断されました。審議会の女性委員の割合が減少していることから今後は、庁内や外部団体に対し女性登用の働きかけを行い、女性人材リストの周知を強化していきます。

	基本目標Ⅲ 男女の人権尊重と暴力の根絶	
--	----------------------------	--

【取組目標】

男女がお互いの性を理解し尊重し合える人権意識の確立を目指し、性に関する正しい知識の普及を図るとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶に努めます。

男女が生涯を通じて社会参画していくことのできる環境づくりを目指し、健康の保持増進を図るとともに、高齢者、ひとり親家庭、障害者等に対する自立支援や生きがい対策に努めます。

また、貧困のほか、身体的・精神的な困難を複合的に抱えている男女に対し、関係機関の連携による切れ目のない支援に努めます。

【事業の総合評価】

基本目標Ⅲの「男女の人権尊重と暴力の根絶」の取組については、23事業のうち令和5年度と比べて増減がありませんでした。

「中学生・高校生を対象としたDV防止啓発講座」は、実施後のアンケートで**99.7%の参加者**から「非常によく理解できた」との回答を得ることができました。これは非常に高い成果であり、講座の内容がDV防止に関する重要な知識を効果的に伝達できたことを示しています。この結果を受けて、本講座は総合的にA評価と判断されました。

「DV防止のための啓発」については、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて啓発事業が実施できたことからA評価と判断されましたが、令和5年度に引き続きセミナー当日の参加者が少なかったことを受け、今後の啓発活動においてセミナーが適切な手段であるか見直していく必要があると考えております。

2 事業の実施状況

基本目標ごとの事業の実施状況

【基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくりと環境整備】

施策方向1＜男女共同参画意識の醸成＞

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見については、時代とともに変わりつつあるものの特に男性に強く残っており、そのことが家事や育児、家族の介護等の家庭における役割の多くを、事実上女性が担っていることにつながっているとの指摘があります。このことから男性の家庭生活への参画を推進するため、意識啓発や情報提供等を通して、男女共同参画への男性の理解促進と、意識改革を目指します。

①男女共同参画の視点に基づく啓発の推進

事業	令和6年度実施状況	評価
1. 男女共同参画情報「みいな」等による広報・啓発 【市民協働推進課】	市民編集委員の企画・編集により、男女共同参画情報「みいな」を作成。市広報に1ページ掲載するかたちで年6回（5・7・9・11・1・3月）発行。また、ウェブ版の「みいな」を3回（6・11・3月）発行し、市ホームページに掲載した。ウェブ版では国が実施している啓発事業やパワーハラスメント、おとう飯について掲載した。	A
	＜評価＞ 広報紙では、職場環境（ワークライフバランスや男性の育児休暇）やアンコンシャスバイアスなどをテーマに取り上げることで、男女共同参画意識の啓発が図られた。	
	＜課題＞ 年間の発行回数が多く、題材の捻出と充実した内容の維持が困難。紙媒体の「みいな」も市HPに掲載していることから、WEB版との差別化が難しくなっている	
	＜具体的な改善・取組・目標＞ 紙媒体「みいな」とWEB版「みいな」を統一して発行回数の見直しを行い、掲載内容の質の維持を図る。	
2. 男女共同参画フォーラム等の開催 【市民協働推進課】	実施日：令和6年12月14日(土) 内容：講演「あたりまえって何ですか～100年前から何も変わっていないこと～」 講師：吉田 恵里香氏(NHK 連続テレビ小説「虎に翼」脚本家) 参加者：329名	A
	＜評価＞ 実行委員会で意見を出し合い、企画、運営が出来た。昨年度よりも多くの方に参加していただくことが出来た。	

	<課題> アンケート回答者を年齢別でみると、40代以下が11%、50代が14%、60代が34%、70歳以上が38%と若い世代の参加者が少ない。 <具体的な改善・取組・目標> 実行委員会の中で、開催日、開催方法、対象、内容に関して検討していく。	
3. 男女共同参画社会に関する市民意識調査 【市民協働推進課】	計画策定前年度（令和8年度）に調査するため未実施。 <評価> <課題> <具体的な改善・取組・目標>	E
4. 市職員研修 【市民協働推進課】 【総務課】	市職員向けにジェンダーハラスメントについて研修を実施 実施日：令和6年7月3日(水) 内容：「認知的複雑性研修（まんま見一や）ーアンコンシャス・バイアスを克服するダイバーシティ推進トレーニング」 講師：小林 敦子氏 参加者：102名（全職員対象：令和6年度採用職員を含む各課3名以上） <評価> 性別ではなく個性・能力を尊重する職場づくりを目的として開催。アンケート回答者の約99%が「よく理解できた」または「まあまあ理解できた」という回答で、研修の成果があったといえる。 <課題> 男女共同参画意識の醸成やワーク・ライフ・バランスを推進するためには、全職員の意識改革や管理職の理解が必要である。 <具体的な改善・取組・目標> 今後も年齢・性別・職位など、様々な立場に応じた職員研修を行う。	A

施策方向2＜ワーク・ライフ・バランスの推進＞ 共働き世帯が増加し、個人の価値観や生き方が多様化している中で、これまでの長時間労働を前提とした働き方や固定的な役割分担意識を見直す必要があります。 本市では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、男女が互いの生き方を認め合いながら、協力して家事、育児、介護などに取り組むことで、希望するライフスタイルを実現できるよう、子育てと介護サービスの充実や支援に取り組めます。		
①家庭生活におけるより良いパートナーシップの推進		
事業	令和6年度実施状況	評価
5. 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの啓発 【市民協働推進課】	男女共同参画情報「みいな」の中で、イクボスや休暇制度などワーク・ライフ・バランスに関する記事を複数掲載した。 ＜評価＞ 広報紙、ウェブ版など多くの媒体でワーク・ライフ・バランスの啓発を行うことが出来た。 ＜課題＞ 令和3年度に実施した市民意識調査によると、ワーク・ライフ・バラ ＜具体的な改善・取組・目標＞ 今年度も引き続き、「みいな」を中心に啓発を進めていく。	B
6. 「家庭の日」の推進 【生涯学習課】	・家庭の日において博物館の無料観覧（毎月第3日曜日）を実施 観覧者数 2,999人 ・市HPおよび子どもフェスタにてPR ＜評価＞ 施設の無料開放を行うことで、家族がともに過ごす時間を創出した。 なしお博及び子どもフェスタにて、家庭の日の啓発品を配布した。 ＜課題＞ 効果的なPR方法の確立。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ イベント等開催の際に家庭の日での開催を検討。	B
②子育てサービス・支援の充実		
7. 多様な保育ニーズに対応した保育サービス 【保育課】	公立・私立保育園において、延長保育、一時保育、病児・病後児保育、休日保育を実施した。 ・延長保育 24施設 ・一時保育 11施設 ・病児・病後児保育 3施設 ※かんま保育所病児保育室について令和6年度休止 ・休日保育 4施設 ＜評価＞ それぞれの保育のニーズに合わせた事業を展開することができた。	A

	<課題> 多様化する保育ニーズの把握が必要である。 <具体的な改善・取組・目標> 保育ニーズを適切に把握し、事業の拡大・縮小を検討していく。	
8. 地域における子育て支援 【子育て相談課】	子育てサロン事業の実施 ・子育てサポートステーションの実施 出張サロンを含む 6 か所 5,932 人 ・市委託、その他の子育てサロン実施 計 12 か所 15,687 人 <評価> 子育て家庭への遊びの提供や保護者の方の相談に応じてアドバイスをを行った。9 月にサロンを利用している保護者の方にアンケートを実施し、良い評価が記入されていた。今年度は、アンケートの時期を早めたので、利用者の意見要望も年度内に反映することができた。子育て関連情報の発信もその都度実施した。 <具体的な改善・取組・目標> ・子育ての相談に寄り添うための担当職員の質の向上を図って行く。サロンを広く知ってもらえるよう、情報の発信を工夫していく。	A
9. 子育て相談 【子育て相談課】	・地域子育て支援拠点による子育て相談 9 か所 340 件 ・児童家庭担当への子育て・児童に関する相談（新規）484 件 <評価> 各家庭で抱えている問題や不安を丁寧に聞き取り、話を聞くことで保護者の不安軽減を行ったり、必要な福祉制度につなげたりした。児童家庭担当においては保健師の配置により相談体制を強化した。スーパーバイザーの専門的技術的助言や指導を受けてより細やかな対応を行った。 <課題> 年々件数が増加している児童虐待に関する相談にきめ細かな対応が求められている。 <具体的な改善・取組・目標> 虐待に関する知識を高め資質の向上を図る必要がある。虐待の再発防止のため、各家庭の問題の本質を見極め、必要な福祉制度へつなぐなど根気強い支援を行っていく。	A
10. ファミリーサポートセンター事業 【子育て支援課】	・会員数 利用会員：301 名、サポート会員：86 名、両方会員：26 名、計：413 名 ・利用件数：1,999 件 ・サポート会員養成講座の実施：9 月、2 月の 2 回実施 <評価> ・業務委託先と連携し、滞りなく事業を実施することができた。 ・子育てサロンでの預かり場所を 2 箇所から 3 箇所に増やし、より利用しやすい環境を整えた。	A

	<課題> ・サポート率 100%達成のため、サポート会員の確保が必須となる。	
	<具体的な改善・取組・目標> ・2,000 件中 1 件のサポートが対応できなかった。理由としては、急な依頼だったこと、預かり時間が長かったため、対応できるサポート会員が見つからなかったためである。 ・サポート会員の確保のため、サポート会員養成講座を土曜日に開催するなど受講しやすい環境を作り、受講者の増加に繋げていきたい。	
11. 放課後児童対策 【子育て支援課】	・クラブ数 公設児童クラブ：26 クラブ 36 支援 民設児童クラブ：24 クラブ 30 支援 ・在籍児童数（定期利用）：2,110 人	A
	<評価> ・待機児童数 0 人を達成することができた。 ・放課後児童クラブに勤務する職員を対象にアレルギー対応研修を実施し、児童の更なる安全管理に務めた。	
	<課題> ・児童が安心・安全に過ごせる環境をさらに充実させるために、クラブに勤務する職員の意識や対応力向上に向けた支援をしていく。	
	<具体的な改善・取組・目標> ・職員を対象とした研修を引き続き実施していく中で、研修内容をより現場に即した内容のものとし、職員のスキル向上につなげていく。	
③介護サービス・支援の充実		
12. 介護保険制度の普及 【高齢福祉課】	・65 歳到達者等へのパンフレットの送付 1,590 部 ・窓口での制度、サービス内容等の説明 ・制度パンフレットのホームページへの掲載（新たな取組） ・出前講座ぎょうせい編「介護保険制度について」2 回実施（43 名参加）	A
	<評価> 例年の取組に加え、制度パンフレットのウェブ公開により情報の検索性を高めることができた。	
	<課題> 早期からの介護予防の取組と介護サービスのスムーズな利用につなげるため、介護が必要となる前の段階の市民に介護保険制度の普及が必要である。	
	<具体的な改善・取組・目標> 普及を行う対象者の年齢・ニーズ等に合わせて、効果的な周知方法を引き続き検討する。	

13. 高齢者総合相談支援 【高齢福祉課】	総合相談件数 10,376 件	B
	＜評価＞ 地域包括支援センターが、支援の必要な高齢者及び家族について、医療・福祉関係者や地域関係者と連携し、相談に応じた。	
	＜課題＞ 高齢者の増加に伴いニーズが高まることが予想されるが、対応する地域包括支援センターの業務量の増加により、潜在する相談への対応が十分に図れていない。	
	＜具体的な改善・取組・目標＞ 医療・福祉関係者や地域関係者と連携し、高齢者等のニーズが把握できる体制充実や強化を図る。	
14. サービス基盤の整備 【高齢福祉課】	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1 施設【公募実施、応募なし】	C
	＜評価＞ 第 9 期高齢者福祉計画の施設整備計画において、令和 6 年度に整備を予定していた定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1 施設について、公募を実施したが応募者がいなかった。	
	＜課題＞ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、第 8 期高齢者福祉計画にも計上していたが、事業者から事業実施の希望がなく、計画期間中に整備できなかったことから、事業者へのアプローチを変える等対応し、推進していく必要がある。	
	＜具体的な改善・取組・目標＞ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1 施設について、応募者不在のため、施設の整備に至らなかったことから、今後は公募の要件の緩和等、見直しを行った上で公募を実施し、整備の推進を行う。	

施策方向 3＜子育てと教育の場における男女共同参画の推進＞

他人を思いやり尊重することのできる人権意識や多様な選択を可能にする男女平等意識は、家庭や学校の中で幼少期から形成されることから、教育の果たす役割は大きいものがあります。

本市では、男女共同参画社会を実現するために、意識や考え方に大きな影響を与える家庭教育、幼児教育や学校教育の場において、発達段階に応じた教育を継続的に行っていきます。

また、教職員や保護者についても、男女平等教育を推進するための研修会等を積極的に実施します。

① 家庭における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

事業	令和 6 年度実施状況	評価
15. 教育講演会の開催 【生涯学習課】	・市 P T A 連絡協議会と教育委員会の共催事業 ・渡貫淳子氏を講師に招き、「南極ではたらく～かあちゃん 調理隊員になる～」と題して実施。参加者 170 名	A

	<評価> ・PTAの在り方の見直しに伴い、PTAによる講演会への動員をやめ、定員を200名に設定して実施した。定員の8割以上の参加者となった。 ・参加者アンケートによると、講演内容に関する満足度については93%の参加者から肯定的な回答を得た。	
	<課題> ・参加者の男女比は、女性が約55%とやや多くなっている。 ・PTA役員の出席者が多い。	
16. 親学習プログラムの活用 【生涯学習課】	・就学時健康診断時親学習の実施 市内小学校・義務教育学校19校 <評価> ・就学時健康診断時親学習では、1回50分でワークショップを実施 ・令和7年度新入生保護者868名が参加した。 <課題> ・ワークショップでのエピソードの内容が分かりにくいという意見が多かった。 ・参加者同士での会話の時間が短かった。 <具体的な改善・取組・目標> ・保護者アンケートの結果を踏まえて、題材をより身近なものにする。 ・グループでの話し合いの時間を増やす。	A
17. 家庭教育オピニオンリーダーの育成 【生涯学習課】	・家庭教育オピニオンリーダー支部長会議を年2回開催。 市内3支部(たんぽぽの会・よもぎの会・四季の会)と生涯学習課の情報共有を図った。 ・広報「なすしおばら」へ活動内容の掲載(R7.4月号)。 <評価> ・支部長会議の開催により、各支部の活動状況が把握できた。また支部長と意見交換することで生涯学習課と各支部との相互理解が図れた。 ・家庭教育支援チームの発足に寄与した。 <課題> ・オピニオンリーダーの減少 ・認知度の向上 <具体的な改善・取組・目標> ・広報「なすしおばら」へ活動内容の掲載 ・就学時健康診断でオピニオンリーダーの活動の案内 ・家庭教育に係る研修の周知	A
②学校における男女共同参画を推進する教育・学習の充実		
18. 学校における人権教育の充実 【学校教育課】	・人権教育支援訪問の利用を促し、教職員の人権意識の高揚を図った。 ・各校で人権週間を設定し、各校において人権学習の機会をもった。 ・各校における人権教育の推進のため、人権作文コンクール等の案内や人権教育に関するリーフレット等の情報提供を行った。	A

	<評価> ・昨年度より多くの学校から人権教育支援訪問の依頼があった。各学校で教職員向けの人権研修が開催され、教職員の人権意識の高揚・男 <課題> ・各校で独自研修を実施するところが増えてきている。引き続き、研修の質の向上が図られるよう支援していく。 ・様々な人権問題を学ぶために、計画的に学習の機会を提供する必要がある。 <具体的な改善・取組・目標> ・教職員研修への積極的参加を促すとともに、目的を明確にした研修の設定となるよう助言する。 ・教職員の現職教育において人権教育を学ぶとともに教職員の人権感覚を磨く時間の確保と計画的な実施を継続する。 ・時事課題となる人権問題について周知し、意識付けを図る。	
19. 多様な進路選択の指導 【学校教育課】	・各校でキャリア教育年間指導計画を見直し、外部機関との連携を図った。 ・那須塩原キャリア・パスポートの適切な評価の位置付けを行った。 <評価> ・外部機関との連携が促進され、幅広い視野で進路選択する機会となった。 ・キャリア・パスポートを適切に位置付けることで、より自分の成長過程を見直す機会となった。 <課題> ・学校外における多様な学びの機会を設定すること。 <具体的な改善・取組・目標> ・外部機関と連携し、自由参加型のワークショップを実施することで学校外での促進を図る。	B

【基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進】

施策方向1 <地域活動における男女共同参画の推進>

社会の活力を高めるためには、男女を問わず、様々な立場の意見を取り入れることが重要です。

本市では、身近な暮らしの場である地域の活動に性別や年代にかかわらず参画できる環境づくりを推進するため、地域に学習や交流の機会を提供する市民活動支援センターを設置運営し、男女を問わず、あらゆる市民及び団体が、地域活動、市民活動に積極的に参加できる体制を整備します。

また、地域活性化のため、コミュニティ設立と活動への支援、自主防災組織の結成や地域自主防犯活動への支援に取り組みます。

① 男女の地域社会活動への参画の推進

事業	令和6年度実施状況	評価
20. 生涯学習情報の提供 【生涯学習課】	・生涯学習情報誌「マナビィ・ボックス」の発行 年2回、各戸配布及び市関連施設への設置 ・市ホームページ掲載 ・YouTubeチャンネル「なすしおばら生涯学習チャンネル MILK（見る！来る！）」への投稿 <評価> 年2回発行している「マナビィ・ボックス」において、公民館等の社会教育施設の生涯学習情報や、地域で活動する自主グループ・サークル情報を掲載した。電子媒体に馴染みのない市民の地域社会活動への参画の促進につながった。 <課題> 情報誌および案内を各戸配布しているが、自治会未加入世帯や、公民館等の社会教育施設を訪れない市民に情報が届きにくいことが課題である。紙媒体だけでなく、ホームページやSNSをより積極的に利用し情報提供していく必要がある。 <具体的な改善・取組・目標> 生涯学習という言葉になじみのない市民がホームページや情報誌を見た際に参加したいと思うような内容の発信を行う。また、ホームページやSNSの活用とともに、情報誌とうまく連携した効果的な情報提供を行っていく。	A
21. 公民館事業 【生涯学習課】	高齢者を対象とした事業の開催数：延べ146回、参加者数：延べ3,143人 子どもを対象とした事業の開催数：延べ324回、参加者数：延べ5,059人 身体活動の増加に資する講座の実施数：延べ40回、参加者数：延べ887人 その他、成人向けの事業等の実施数：延べ314回、参加者数4,731人	A

	<評価> 市内 15 館において、男女問わず子どもから高齢者までを対象とした各種講座を実施。 <課題> ・参加者について、中学生以上高齢者未満の参加が少ない。 ・参加者の固定化。 <具体的な改善・取組・目標> 公民館運営審議会において、公民館事業に対する意見をいただき、公民館の地域性、特色を活かした事業を展開する。また、開催日時や事業内容を工夫し、より多くの層に参加してもらえるよう取組む。	
22. 生涯学習出前講座 (行政編)(市民編) 【生涯学習課】	平成 25 年度より、「生涯学習出前講座(行政編)」「生涯学習出前講座(市民編)」という名称に変更。行政編では、市や公共機関の職員が、市政に関する講座を提供し、市民編では、市に登録している生涯学習ボランティアが学習提供をしている。 ・登録数 行政編：63 講座 市民編：43 講座 ・実施回数 行政編：58 回 市民編：17 回 ・利用者数 行政編：1,552 人 市民編：532 人 <評価> スマート申請システムの導入によって、オンラインでの申込申請や実績報告が可能になり、多様な申込方法が提供されるようになった。その結果、これまで利用が多かった高齢者層に加えて、より幅広い年齢層の利用者が増加し、利便性の向上に繋がった。 <課題> オンライン化によって利便性は向上したものの、依然として受講者層は高齢者に偏っている状況であり、より幅広い層に利用していただくためには、情報発信を強化していく必要がある。 そのため、ホームページや SNS をより積極的に活用し、様々な情報を提供していくことで認知度向上を図る。 <具体的な改善・取組・目標> YouTube や Zoom での講座の配信や、講座の運用方法の変更などを行い開催可能な講座を増やす。 オンラインで手続きができる環境を整備し、より幅広い層に利用してもらえるように取り組んでいく。	A
23. 市民大学講座 【生涯学習課】	地域づくりに大切な視点の学習や、地域理解・地域間交流を図る機会を提供するため、各種講座などを実施。27 講座、受講者延べ人数 1,500 人 【内訳】 ・地域づくり学部 5 講座 150 人 ・地域いきいき学部 22 講座 1,350 人 <評価> 講座数、受講者延べ人数共に前年度で増加となった。市民の関心を引くテーマ設定と周知活動により、定員に対する充足率の向上が要因と考え	A

	られる。講座内容も満足度が高い結果となった。 また、講座の内容を撮影・編集したものをオンラインで配信し、時間や場所にとらわれない学習機会を提供することができた。	
	＜課題＞ 働く世代や子育て世帯にとっても受講しやすい開催時間の設定、興味・関心を持ってもらえる周知方法の工夫が必要である。	
	＜具体的な改善・取組・目標＞ 魅力のある講座のテーマ設定や「広報なすしおばら」を中心に関心を持ってもらえるような周知活動を行う。また、申込方法を簡潔にする等、受講しやすい環境を作る。	
②防災やまちづくり等における男女共同参画の推進		
24. 市民提案型協働のまちづくりへの支援 【市民協働推進課】	採択となった7団体全てが事業を完了できた。 ＜評価＞ 三味線と県内外の民謡等の融合や、地域住民及び地元企業の協力による子供たちの様々な体験活動など幅広い分野の団体から提案があり、協働のまちづくりへの機運が高まり、男女を問わずあらゆる市民主体によるまちづくりが促進されると考えられる。 ＜課題＞ 継続した市民活動を実施できる団体の育成。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ 令和7年度事業採択となった8団体の事業が完了となるよう支援を行う。	B
25. コミュニティ設立支援 【市民協働推進課】	平成30年に設立総会開催後、市連絡協議会未加入となっている共英コミュニティに対し、公民館と連携して加入に向けた働きかけを行った。 ＜評価＞ 共英コミュニティで、連協加入について検討された。 ＜課題＞ コミュニティ未設置地区（黒磯地区・高林地区・箒根地区）への設立に向けた働きかけ。市連絡協議会未加入である共英コミュニティへの加入に向けた働きかけ。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ コミュニティでの交流が異なる性別やお互いの価値観を理解する機会を増やすと考える。コミュニティ設立支援を進めるうえでは、関係自治会や団体間での共有認識が必要であり、地域での連帯感を醸成することでコミュニティ設立に向けて取り組んでいく。	C
26. 市民活動支援センター及びセンター利用者協議会の運営 【市民協働推進課】	利用者協議会が主催する事業の開催を支援できた。 女性役員が2名増加した。 ＜評価＞ 女性役員が増えたことにより、男女双方の意見を取り入れながら運営することができた。	B

	<課題> 登録団体数に比して活動場所としての利用が不足しており、男女共同参画に関連する団体の利用も少ない現状があります。	
	<具体的な改善・取組・目標> より多くの市民が関われるよう、女性が参加しやすいイベントを増やしていく。	
27. 広聴事業の推進 【企画政策課】	・市政に関する市民懇談会の開催 計3回 参加者94人 (10/6 稲村公民館、10/12 ハロープラザ、11/24 三島公民館) ・みちたろうTOわくわくトーク(タウンミーティング) 計5回 参加者51人 <評価> ・市政に関する市民懇談会は、主な参加者を自治会長から一般の市民にシフトした。参加者を広報や市ホームページ等で広く募集し、土日に開催することで多様な市民の意見・要望を聞きくことができた。 ・タウンミーティングでは、様々な分野や年代、国籍の方と意見交換をすることができた。 <課題> より多くの市民に広聴事業を認識してもらい、多様な市民に参加してもらえる手法を検討する必要がある。特に、若年層の参加を増やす工夫が必要。 <具体的な改善・取組・目標> 市長と直接意見交換をする場として、市民懇談会とタウンミーティングの周知を図る。 市民懇談会は、土日のほか平日夜の回を追加し、参加者を増やす。 若年層へ届く周知方法を検討し、実践する。	A
28. 自主防災組織育成 支援 【危機管理課】	地域の自発的な防災活動を実践することにより災害に強いまちづくりを推進するため、自治会を単位とした自主防災組織の結成促進を図るとともに、活動内容を充実させるための支援を行った。 具体的には、組織の結成や活動に対する補助金の交付や、防災に関する出前講座を個別に行った。(補助金交付組織数：71) <評価> 自主防災組織主催の防災訓練や防災講座の開催、総合防災訓練への参加など、多くの自主防災組織が積極的に事業を実施しており、防災意識の醸成が進んでいる。 <課題> 組織の必要性が十分に理解されていない自治会がある。 必要性は理解しているが、地域の高齢化や役員の担い手不足などにより、組織化が図れない自治会もある。 <具体的な改善・取組・目標> 組織未結成の自治会を対象に組織の必要性や結成の手順等について説明を行うとともに、個別の説明や支援にも積極的に取り組み、結成率の向	B

	上を図る。	
29. 地域自主防犯活動 支援 【交通防犯課】	・地域が主体的に防犯活動を実践し、犯罪のない住みよいまちづくりを推進するため、防犯活動に要する経費への一部補助を行った。（令和6年度補助団体数：5団体） ・防犯研修を実施した。 ＜評価＞ ・申請団体数は前年度よりわずかに減少したものの、補助対象を拡充、毎年補助申請を可能としたことで、利用しやすい補助制度とした。 防犯研修を実施し、自主防犯団体同士の情報交換の場を提供することができた。 ・研修を実施したことで自主防犯団体同士の情報交換の場を提供することができた。 ＜課題＞ 自主防犯活動の重要性について、男女問わず幅広い世代へ呼びかけ、防犯意識の向上を図る必要がある。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ 市内の自主防犯団体の活動をホームページ等で周知し市内自主防犯団体相互の情報共有、連携強化を図るとともに、防犯に対する市民一人一人の意識啓発・意識高揚へとつなげたい。	A
30. コミュニティ活動 支援 【市民協働推進課】	市コミュニティ連絡協議会に加入している団体に対し、活動支援補助金を交付した。また、市連絡協議会の運営及び事業実施を支援した。 ＜評価＞ 活動支援補助金を適正に交付した。また、総会及び研修会を開催し、活動促進のための情報共有と意見交換の場を提供できた。県コミュニティカレッジと防災ボランティアセミナーin 栃木を活用し、市職員の事務負担削減と内容の有用性を両立した研修が実施できた。 ＜課題＞ 活動の担い手不足などの問題点の解決につながるような研修会機会を創出する。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ 各コミュニティから意見を吸い上げ、研修内容を検討する。	B

施策方向2 <政策・方針決定過程への女性の参画推進>

男女共同参画社会の実現には、男女が社会の対等な構成員として、政治、経済、社会、文化などあらゆる分野の政策・方針決定過程へ女性が積極的に参画して行くことが求められています。

本市では、男女共同参画の視点を踏まえ、審議会等において、性別に偏りのない参画が図られるよう働き掛けていくとともに、女性リーダーの育成と発掘に努め、地域等で活躍できる女性の育成を進めます。

①審議会等への男女共同参画の推進

事業	令和6年度実施状況	評価
31. 審議会等の男女比率の改善 【市民協働推進課】	審議会等の男女比率の改善のため、女性人材リストを作成し庁内に周知した。 審議会・委員会等に占める女性委員の割合 ・審議会等 29.0%（令和3年度より2.6減） ・委員会等 17.5%（令和3年度より8.3増） <評価> 委員会等への女性登用割合は令和3年度より増加している。 <課題> 女性委員の比率が非常に低い審議会や女性委員を全く登用していない審議会がある。 <具体的な改善・取組・目標> 庁内や外部団体に対し、女性登用の働きかけを行うとともに、女性人材リストの周知を強化する。	B
32. 女性の人材登録 【市民協働推進課】	政策・方針決定過程への女性の参画を推進し、各種審議会等委員への女性の登用を推進するため女性の人材登録を行い、庁内に活用への周知を行った。 女性登用リスト（令和7年3月31日現在） 登録者数：16人 <評価> 市広報紙へ人材登録制度を掲載し新規登録者を募集、庁内へ女性の人材リストを周知し活用を促すことができた。 <課題> 各種審議会等への登用の際に人材リストを活用してもらえるように更なる周知が必要である。 <具体的な改善・取組・目標> 市広報やホームページ、SNS等で募集するなど、積極的に周知し登録者の増員を図る。リストの活用ができない時には、セミナーや研修の案内を送付する。	B
33. 市女性職員の方針決定過程への参画 【総務課】	令和6年度においては、課長補佐級以上に39人の女性職員を登用した。（令和5年度も、課長補佐級以上に39人） また、係長級の女性職員1名を自治大学校（管理職養成研修）に派遣した。	B

	<評価> 課長補佐級以上における女性職員の占める割合が、十分に高いという状況ではない。引き続き能力のある女性職員の登用を推進していく。 <課題> 女性管理職としての人材育成。 <具体的な改善・取組・目標> 中堅の女性職員を、自治大学校（管理職養成研修）に派遣する。 若手の女性職員を、国・県に研修員として派遣する。	
②男女共同参画を推進する人材の育成と団体の支援		
34. リーダーの育成 【市民協働推進課】	地域を活性化させるリーダーの育成及びリーダーとしての資質の向上を目指し、県と市町の共同事業である「とちぎウーマン応援塾」の受講者を広く募集した。 <評価> 受講者を広く募集したが、申込がなかった。 <課題> 県主催の研修会のため、開催場所（県総合教育センター・とちぎ男女共同参画センター）の関係もあり、受講希望者が0人だった。 <具体的な改善・取組・目標> これまでの取り組みに加え、市 SNS(みるメール、LINE、ホームページ)も活用し、受講者の募集を進める。	B
35. 団体の育成・支援 【市民協働推進課】	地域社会における女性の地位向上と住みよいまちづくりのため、研修会の支援を行った。 ・輝きネットなすしおばら（男女共同参画を推進する団体）7 団体 ・那須塩原市地域婦人会連絡協議会 3 地区 <評価> 「輝きネットなすしおばら」「那須塩原市地域婦人会連絡協議会」とともに、活発な活動、研修の開催ができた。 <課題> 「輝きネットなすしおばら」「那須塩原市地域婦人会連絡協議会」とともに、会員の維持・拡大に苦労している。 <具体的な改善・取組・目標> 輝きネットなすしおばらは、昨年度から団体だけでなく個人でも会員として加入できるようにした。今後も地域で活動できる環境の整備や支援を行っていく。	B

施策方向3 <就労の場における女性の活躍推進>

豊かで活力ある社会の実現を図るため、男女が共に働きやすい職場環境の整備やより一層の女性の職業生活における活躍推進が求められています。

本市では、就労や労働環境、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を積極的に行いながら、長時間労働の是正や柔軟な勤務形態の導入等に向けた取組の推進に向けて、啓発を行います。

さらに、女性への再就職のための情報提供や創業支援、農村女性の地位向上・経営参画のために女性認定農業者や女性農業士の育成を目指すこと等で、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方が実現できる環境づくりに取り組みます。

①職場における男女共同参画の推進

事業	令和6年度実施状況	評価
36. 商工業等の分野における男女共同参画の推進 【商工振興課】	男女共同参画推進に係るパンフレット・ポスター等を商工振興課、市民協働推進課、まちなか交流センター等の窓口に設置し、事業者や労働者に対する啓発を実施。 <評価> 幅広い周知を行うことができ、市民の目に触れる機会も増加した。 <課題> 各企業等の女性役員・女性管理職等の現状や、周知の効果について把握できない。 <具体的な改善・取組・目標> 関係機関との連携を継続しつつ、より効果的な手法等を検討し、商工業等の分野における男女共同参画の推進の周知に努める。	B
37. 農業・農村男女共同参画の推進 【農務畜産課】	市や地区の農村女性の地位向上を目指す団体である農村生活研究グループ協議会について、地元の食材を使った料理研究会や、市内小学校での体験学習を実施した。 ・女性認定農業者 36 名（7 名減）女性農業士 3 名（増減なし） <評価> 農村生活研究グループ協議会の活動として、地産地消レシピの研究、市内小学校・義務教育学校において食育講座を実施することができた。 <課題> 担い手の高齢化と後継者不足により、農業従事者自体が減少している。そのため、積極的な活動を継続し、女性認定農業者及び女性農業士の増員を目指す。合わせて、女性の経営参画について理解を求めていく必要があるが、非常に厳しい状態にある。 <具体的な改善・取組・目標> 県が主体の農業農村男女共同参画推進研修会等に参加し、女性認定農業者や女性農業士を増やすための検討を行う。	B

38. 家族経営協定締結の推進 【農業委員会】	農業委員や農地利用最適化推進委員、農業振興公社と連携し家族経営協定締結の推進を図った。 その結果、令和5年度には、新規の締結が9件あり、家族経営協定の締結件数の累計は334件となった。 ＜評価＞ 認定農業者の共同認定や農業者年金の政策支援加入を機会に家族経営協定の締結が進んでいる。 ＜課題＞ 家族経営協定のメリット等を広く周知する必要がある。また、協定締結後に世帯状況が変化した場合には、協定を見直すことが望ましいため、見直しの周知が必要である。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ 農業委員会だよりを活用して継続的に周知をしていく。 農業委員や関係団体と連携し周知していく。	B
39. 各種ハラスメント防止のための啓発 【市民協働推進課】	男女共同参画情報「みいな」へ、多様化しているハラスメントを紹介する記事を掲載した。また、市関連施設に啓発チラシを設置した。 ＜評価＞ 男女共同参画情報「みいな」を中心にハラスメント防止の啓発ができた。 ＜課題＞ ハラスメントは、気づかぬうちに相手に不快な思いをさせていることが多い一方、被害者側は相談しづらいなどの問題がある。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ 公共施設の情報コーナーにチラシを設置し、ハラスメント防止の意識啓発を行う。「みいな」内でハラスメントについての記事を掲載し、啓発をしていく。	B
40. 各種ハラスメント防止のための啓発 【商工振興課】	国や県、関係機関の発行するパンフレット・ポスターを商工振興課やまちなか交流センターの窓口に設置し、事業者や労働者に対する啓発を実施。 ＜評価＞ 幅広い周知を行うことができ、市民の目に触れる機会も増加した。 ＜課題＞ 関係機関からの広報物が多いため、設置したパンフレット・ポスターが来庁者の目に留まりにくい。 また、周知の効果について把握できない。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ 関係機関との連携を継続しつつ、より効果的な手法等を検討し、パワー・ハラスメントの防止のための啓発に努める。	B

41. 市職員へのワーク・ライフ・バランスの啓発 【市民協働推進課】	男女共同参画情報「みいな」でワーク・ライフ・バランスに関する記事を掲載した。	B
	＜評価＞ 啓発に関して十分とは言えない状況。引き続き各種取り組みを推進していく必要がある。	
	＜課題＞ 職場におけるワーク・ライフ・バランスを推進するためには、全職員の意識改革や管理職の理解が必要である。	
	＜具体的な改善・取組・目標＞ 今後も年齢・性別・職位など、様々な立場に応じた職員研修や啓発を行う。	
42. 職場におけるワーク・ライフ・バランスの啓発 【商工振興課】	国や県、関係機関の発行するパンフレット・ポスターを商工振興課やまちなか交流センターの窓口に設置し、事業者や労働者に対する啓発を実施。	B
	＜評価＞ 幅広い周知を行うことができ、市民の目に触れる機会も増加した。	
	＜課題＞ 関係機関からの広報物が多いため、設置したパンフレット・ポスターが来庁者の目に留まりにくい。 また、周知の効果について把握できない。	
	＜具体的な改善・取組・目標＞ 関係機関との連携を継続しつつ、より効果的な手法等を検討し、パワー・ハラスメントの防止のための啓発に努める。	
43. 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進 【総務課】	市特定事業主行動計画に掲げる目標達成に向けて、時間外勤務時間縮減のための所属長ヒアリングや子育て制度の説明会を実施した。 また、女性職員 38 人、男性職員 3 人が育児部分休業を取得した。（令和 5 年度は、女性職員 31 人、男性職員 2 人が取得）	B
	＜評価＞ 仕事と家庭生活の両立の推進に向けて、一定の成果は得られたが、十分とは言えない状況。引き続き各種取組を推進していく必要がある。	
	＜課題＞ より一層の仕事と家庭生活との両立の推進を図る必要がある。	
	＜具体的な改善・取組・目標＞ 引き続き市特定事業主行動計画に基づき、女性職員の活躍推進に向けた数値目標の達成に取り組む必要がある。	

44. 市役所におけるカムバック制度の運用 【総務課】	引き続き市特定事業主行動計画に基づき、女性職員の活躍推進に向けた数値目標の達成に取り組む必要がある。 ＜評価＞ 「市にとって必要な行政経験を有する職員を採用し、行政運営にその知識を活用する効果的な人材確保を図る」というカムバック制度の目的を実現することができた。 ＜課題＞ 育児又は介護等で悩む職員にとって、ひとつの選択肢としてカムバック制度が認知されるように、職員への更なる周知を図る必要がある。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ 育児や介護等で悩む職員がカムバック制度を認知できるよう制度に関する情報提供に努める。	B
②女性の再就職に対する支援		
45. 女性の再就職支援に関する情報提供 【商工振興課】	ハローワーク大田原が実施しているマザーズコーナーのパンフレットや県で実施している託児付就労支援のセミナーに関するチラシをカウンターに設置。 ＜評価＞ 幅広い周知を行うことができ、市民の目に触れる機会も増加した。 ＜課題＞ 関係機関からの広報物が多いため、設置したパンフレット・ポスターが来庁者の目に留まりにくい。 また、周知の効果について把握できない。 ＜具体的な改善・取り組み・目標＞ 関係機関との連携を継続しつつ、より効果的な手法等を検討し、パワー・ハラスメントの防止のための啓発に努める。	B
③商工業及び農業等に従事する女性の経営への参画推進		
〔再掲〕商工業等の分野における男女共同参画の推進 【商工振興課】	男女共同参画推進に係るパンフレット・ポスター等を商工振興課や市民協働推進課、まちなか交流センターの窓口に設置し、事業者や労働者に対する啓発を実施。 ＜評価＞ 幅広い周知を行うことができ、市民の目に触れる機会も増加した。 ＜課題＞ 各企業等の女性役員・女性管理職等の現状や、周知の効果について把握できない。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ 関係機関との連携を継続しつつ、より効果的な手法等を検討し、商工業等の分野における男女共同参画の推進の周知に努める。	B

〔再掲〕農業・農村男女 共同参画の推進 【農務畜産課】	市や地区の農村女性の地位向上を目指す団体である農村生活研究グループ協議会について、地元の食材を使った料理研究会や、市内小学校での体験学習を実施した。 ・女性認定農業者 36 名（7 名減）女性農業士 3 名（増減なし） ＜評価＞ 農村生活研究グループ協議会の活動として、地産地消レシピの研究、市内小学校・義務教育学校において食育講座を実施することができた。 ＜課題＞ 担い手の高齢化と後継者不足により、農業従事者自体が減少している。そのため、積極的な活動を継続し、女性認定農業者及び女性農業士の増員を目指す。合わせて、女性の経営参画について理解を求めていく必要があるが、非常に厳しい状態にある。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ 県が主体の農業農村男女共同参画推進研修会等に参加し、女性認定農業者や女性農業士を増やすための検討を行う。	B
〔再掲〕家族経営協定締結の推進 【農業委員会】	農業委員や農地利用最適化推進委員、農業振興公社と連携し家族経営協定締結の推進を図った。 その結果、令和 5 年度には、新規の締結が 9 件あり、家族経営協定の締結件数の累計は 334 件となった。 ＜評価＞ 認定農業者の共同認定や農業者年金の政策支援加入を機会に家族経営協定の締結が進んでいる。 ＜課題＞ 家族経営協定のメリット等を広く周知する必要がある。また、協定締結後に世帯状況が変化した場合には、協定を見直すことが望ましいため、見直しの周知が必要である。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ 農業委員会だよりを活用して継続的に周知をしていく。 農業委員や関係団体と連携し周知していく。	B

施策方向4＜生涯を通じた男女の生活環境の整備＞

男女が、生涯にわたり健康で生き生きと自らの個性や能力を発揮して行くためには、健康を保持し、いつまでも社会と関わりながら自分らしく生きていくことが重要です。

本市では、男女が、心と身体の健康を保持増進し、生涯を通じて社会参画していけるよう、それぞれのライフステージに応じた健康や体力づくりへの支援を行うとともに、高齢者の介護予防及び生きがい対策の充実を図ります。

①生涯を通じた心と身体の健康支援

事業	令和6年度実施状況	評価
46. 自殺防止対策 【健康増進課】	・カウンセリング事業 相談件数 108件（延べ） ・セルフチェックシステム「こころの体温計」 アクセス件数 22,044件 ・市自殺対策計画の推進 （推進委員会及び連絡協議会の開催） ・ゲートキーパー養成講習 一般市民向け 参加者 143人 市職員向け 参加者 48人	B
	＜評価＞ 自殺対策計画に基づく事業により、心の健康に関する啓発や自己診断の機会の提供、ゲートキーパー養成講座を実施し悩んでいる人に気づく人材の育成を図りました。	
	＜課題＞ 相談窓口の周知、明確化が求められている。	
	＜具体的な改善・取組・目標＞ 市自殺対策計画に基づき、全庁的な自殺対策を実施するとともに、関係機関、民間団体等と連携した対策の着実な推進を図る。	
47. がん検診の推進 【健康増進課】	・令和6年度のがん検診受診者数：乳がん（7,151人）子宮頸がん（4,877人）大腸がん（9,624人） ・無料クーポン券：子宮頸がん（20歳→483人）乳がん（40歳→735人）を郵送し、それぞれの検診受診を促すため、手帳を同封。年度途中で、がん検診未受診者へ受診勧奨を行った。 ・胃がん、肺がん、大腸がん検診未受診者へ受診勧奨を行った。 ・がん検診受診後に要精密検査となった場合、早期に医療機関受診につながるような啓発を行い、一定期間受診が確認できない場合には、要精密検査対象者に受診勧奨を行った。	B
	＜評価＞ ・感染症予防に対する注意喚起を継続し、安心して受診できる環境づくりに努めた。 ・目標設定指標である大腸がん検診受診率は、受診勧奨により、昨年度より受診者が増加した。	

	<課題> ・若い世代へも情報が届くようSNSでの発信、申し込みしやすいようウェブ申し込みの整備が必須である。併せて、情報から取り残されることのないよう、複数形式の情報提供が必要。 ・がん検診は、受けることだけでなく、がんの早期発見に繋げるための精検受診も大切であることを周知し、精検受診率を上げる必要がある。	
	<具体的な改善・取組・目標> ・がん検診受診希望者に受診券を郵送する際には、がん検診に関する情報のパンフレットを同封する。 ・集団検診当日にポピュレーションアプローチを行う。 ・窓口、電話によるがん検診申し込み受付時、受診可能な検診の受診を勧める。 ・ウェブ申し込みの整備を進め、個別は準備が出来次第導入していく。電話や窓口での受付も継続していく。	
48. 生活習慣病の予防 【健康増進課】	・健康相談会及び食生活相談を予約制で実施し、感染対策を講じながら個別面接で生活習慣病の改善及び予防を促す健康相談を実施した。来所相談ができない等の人に対して、訪問や電話で相談を実施した。 ・また、ホームページや広報で生活習慣病予防に関する周知を行った。 ・健康相談 延べ48回 657名 ・食生活相談 延べ46回 76名 ・訪問指導 120名 ・電話指導 226名	A
	<評価> ・感染対策を講じながら事業を実施できた。	
	<課題> ・健診受診者数の回復に伴い、検診受診後の相談者も増加が見込まれるため、感染対策をした上で、相談体制を整備する必要がある。 <具体的な改善・取組・目標> ・感染対策は継続する。 ・ホームページ、広報、健康教育等で生活習慣病予防の啓発を行う。	
49. 妊娠・出産期における女性の健康支援 【子育て相談課】	・妊婦健康診査 7,435人 ・産婦健康診査 1,129人 ・母親学級 8回（1クール2回） 129人 ・妊産婦訪問の実施 1,085件 ・妊娠11週以内での妊娠届出率 95.6% ・妊娠後期相談 621件 ・産後ケア 430人 650日 ・母子健康手帳交付申請時、全妊婦との健康相談の実施（妊娠届出者数 595人）	A

	<評価> 母子手帳交付申請時に健康相談を行い、支援が必要な妊婦に対して妊娠早期からの支援を開始することができた。 母親学級の実施回数を増やし、妊婦とその家族を対象に実施することができた。 妊娠後期相談、産婦健康診査、産後ケアを実施し、妊娠期からの切れ目のない支援体制の充実が図れた。 産後ケアは事業を拡充したため、利用人数及び日数ともに伸びた。 <課題> 社会の風潮、経済、家族背景、個人の健康意識の変化等により、支援が必要な妊産婦が増加している。安心安全な妊娠出産の確保と産後うつ等の予防等、妊娠初期からのきめ細やかな支援体制の確立が課題である。 <具体的な改善・取組・目標> ・安全安心な妊娠出産の確保と生涯を通じた健康支援を図るため、要支援妊産婦に対する支援の充実を図る。 ・妊娠期から出産、育児へのイメージを持てるよう教育、支援していく。	
50. 母性父性育成支援 【子育て相談課】	・保健師、助産師による訪問指導 2,164 件 ・乳児家庭全戸訪問事業 554 件 (乳児家庭全戸訪問事業は、専門職で実施。 ファーストブックのプレゼントを実施) ・母親学級 8 回 (1 クール 2 回) 129 人 (夫 58 人) ・電子母子手帳アプリ導入 (3/31 1,397 人) ・父子手帳配布 595 件 <評価> 核家族化や育児不安、虐待ハイリスク等が増加している中、訪問指導を実施することにより、家庭での育児状況の把握に努め、必要な支援を行うことができた。 乳児家庭全戸訪問事業においては、保健師・助産師による全家庭の状況把握を行い、保護者が安心して地域で子育てができる支援体制ができている。 <課題> 保護者が安心して子育てができるよう、引き続き支援体制の充実を図る必要がある。 <具体的な改善・取組・目標> 地域の子育て支援と、保健師・助産師による訪問支援体制の充実を図る。	A

51. 乳幼児健康診査・相談 【子育て相談課】	・1 か月児健康診査 528 人 ・4 か月児健康診査 24 回 565 人 99.6% ・10 か月児健康診査 24 回 583 人 95.4% ・1 歳 6 か月児健康診査 24 回 643 人 96.3% ・2 歳児歯科検診 24 回 700 人 100% ・3 歳児健康診査 25 回 725 人 99.2% ・育児相談、精神・運動発達相談 144 回 1,045 人 ・5 歳児健康診査 31 園 785 人 100% ・先天性股関節脱臼検診 572 人 89.3% ＜評価＞ 産後早期から児の健康状態、発育状態の確認と支援ができるよう1 か月児健診を新規で実施。また令和6年度から5歳児発達相談を5歳児健康診査とし、児の健康面の支援を充実させた。 乳幼児健診は高い受診率を保っている。 ＜課題＞ ・保護者の育児不安の解消と育児力向上のため、健診・相談の有効活用をさらに図る必要がある。 ・未受診者はリスクを抱えていたり、問題があることも多いので把握に努め、フォローを実施する必要がある。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ ・保護者の育児不安の解消と育児力向上のため、引き続き、健診・相談の有効活用を図る。 ・健診未受診者の全数把握	A
52. 文化の振興 【生涯学習課】	・小学校演劇公演 1,575 人 ・移動音楽鑑賞教室 337 人 ・ふるさとの音楽家派遣事業（学校・市民コンサート） 1,466 人 ・那須野の大地 580 人 ・郷土芸能発表会 開催 参加団体：12 団体 ＜評価＞ 昨年度より活発な文化活動を行うことができ、観覧者数が増加した。 ＜課題＞ 文化活動を行うなかで、高齢化や若い世代の担い手不足によって、文化活動の継承が困難になっている。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ 将来の文化活動の担い手を確保するため、より多くの市民に文化・芸術に興味を持ってもらう機会を提供する。	B
53. 生涯スポーツの普及 【スポーツ振興課】	・キッズトライアスロン、市駅伝大会、ボッチャ大会など、各種スポーツの大会を実施。 ・体育施設利用者数 478,449 人 ・学校開放利用者数 85,867 人	B

	<評価> ・新型コロナウイルス感染症 5 類移行に伴い、従来に近い形での大会開催を行うことができ、参加者数の増加に繋がった。 ・様々な世代を対象とした各種大会を実施したことで、幅広い世代がスポーツに親しむ機会を提供することができた。 <課題> ・より多く、幅広い世代に参加してもらえるような機会の確保。 ・体育施設を誰もが安心して使える環境の整備。 <具体的な改善・取組・目標> ・誰もが参加しやすいスポーツイベントを実施する。 ・スポーツ施設整備計画に合わせ、市民の誰もが使いやすい施設環境づくりを推進する。	
②高齢期における生活環境の整備		
54. 介護予防 【高齢福祉課】	・介護予防サポーター養成講座（27 人） ※（）参加者数 ・介護予防サポーター養成講座フォローアップ研修（45 人） ・地域住民が自発的かつ主体的に運営する「介護予防のための通いの場」を作るため、いきいき百歳体操の活動支援を行っている。 （令和 6 年度：55 箇所） <評価> 介護予防のための通いの場にリハビリ職を派遣したり、保健師が訪問するなどして、いきいき百歳体操の定着を図ることができた。 また、運動機能や認知機能、口腔機能の維持を図るために、市独自でそれいけ 100 歳体操も作成した。 <課題> 介護予防のための通いの場を作る人材を増やす必要がある。 自ら介護予防に取り組む高齢者を増やしていく必要がある。 <具体的な改善・取組・目標> 養成講座を引き続き実施する。 現在ある通いの場の再開・継続を支援する。 介護予防に関する知識の普及啓発に取り組む。 それいけ百歳体操についても普及・啓発に取り組む。	B
55. 生きがいつくり 【生涯学習課】	高齢者を対象とした事業の開催数：延べ 146 回、参加者数：延べ 3,143 人 <評価> 参加者の満足度は高く、高齢者の生きがいつくりに大きく寄与していると考えられる。また、年齢制限を設けない講座の多くも高齢者の参加者が大半を占める。 <課題> ・参加者の高齢化及び固定化	A

	<具体的な改善・取組・目標> 公民館運営審議会において、公民館事業に対する意見をいただき、公民館の地域性、特色を活かした事業を展開するよう努める。	
--	---	--

【基本目標Ⅲ 男女の人権尊重と暴力の根絶】

施策方向1 <人権意識の醸成>

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いの身体的性差を理解し合い、個人としての人権が尊重されることが重要です。

本市では、差別や偏見のない社会を実現するため、性同一性障害等についての理解を深めるための啓発を行います。

また、豊かな母性と父性を育むための健康教育の実施や発達の段階に応じた性に関する正しい知識についての教育を行うため、学校と関係機関との更なる連携強化を図ります。

①男女の人権尊重に向けた意識啓発の推進

事業	令和6年度実施状況	評価
56. 小学生への人権啓発 【市民協働推進課】	・「人権の花運動」の実施 ・令和6年度 市内小学校4校で実施（実施校：波立小、大原間小、三島小、箒根学園） ・内容：人権擁護委員が学校を訪問し、花苗の贈呈式及び人権講話等を実施。 <評価> 植物の植栽や栽培を通して、生命の大切さや思いやりの心が醸成され、人権意識の高揚が図れた。 <課題> 「人権の花運動」自体が定例的なものとなりつつあり、小学生にとって人権啓発活動とわかりづらい部分がある。 新たな活動を行い、小学生にとってわかりやすい活動をするとともに、学校と人権擁護委員との新たな連携体制を構築していく必要がある。 <具体的な改善・取組・目標> 既存の人権の花運動や人権講話を実施しつつ、新たな活動を行うことで、様々な方面からの人権啓発の手法を模索していく必要がある。	A
57. 人権相談 【市民協働推進課】	・人権擁護委員による相談事業の実施 ・黒磯支部、西那須野支部、塩原支部で実施 ・全16回実施（黒磯支部7回、西那須野支部7回、塩原支部2回） ・相談窓口：東那須野公民館、健康長寿センター、ハロープラザ <評価> 身近な場所に相談窓口を開設することによって、相談に訪れやすい体制整備に努めている。 <課題> 相談数自体は増加傾向だが、人権についてではない内容が多い。	A

	<具体的な改善・取組・目標> 人権相談窓口の開設について、広報紙等で周知を行ったことで、相談に来られる方は増えた。 しかし話を聞くと人権についてではない相談が多く、引き継ぐだけとなっている。 引続き、人権相談窓口の開設や、取り扱っている内容について周知を図る。	
②性の尊重に対する意識啓発の推進		
58. セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発 【市民協働推進課】	国作成の啓発チラシを庁内の情報コーナーに設置した。また男女共同参画情報「みいな」に各種ハラスメント防止月間について掲載した。 <評価> セクハラ防止の啓発ができた。 <課題> セクハラは、気づかないうちに相手に不快な思いをさせていることや加害者になっていることがあるため、そのような状況に陥らないよう継続的な啓発を行う必要がある。 <具体的な改善・取組・目標> これまでの取り組みに加え、市 SNS(みるメール、LINE、ホームページ)も活用し、意識啓発を行う。	B
59. 性的指向や性同一性障害に関する啓発・情報の提供 【市民協働推進課】	男女共同参画情報「みいな」へ性的指向に関する記事や、那須塩原市パートナーシップ宣誓制度について掲載した。 <評価> 適切に啓発・情報の提供が出来た。 <課題> 性の多様性や男女共同参画意識の醸成やワーク・ライフ・バランスを推進するためには、全職員の意識改革や管理職の理解が必要である。 <具体的な改善・取組・目標> 性的指向や性同一性障害で職員研修の開催を検討する。 男女共同参画情報「みいな」で積極的に情報発信を行う。	A
60. 相談機関の周知 【市民協働推進課】	国作成のDV防止パンフレットを庁舎内に設置した。また、男女共同参画情報「みいな」・市広報・市デートDV防止パンフレット等に相談先を掲載し、周知に努めた。 <評価> 相談窓口カード・広報誌等にて相談先の周知ができた。 <課題> 相談機関の情報を求めている時、身近なところで手に入るように周知することが重要である。 <具体的な改善・取組・目標> 身近なところで相談窓口の情報が得られるよう、相談窓口カードをトイレ等に設置するほか、機会を捉えて相談機関の周知を行う。	A

61. 思春期保健指導 【子育て相談課】	・思春期保健実務担当者会議 ・中学校全校実施 10校 2,957人 ・高等学校実施 4校 984人 ・中高生へ相談機関の周知（相談カードの配布）14校 5,223人 ・ティーンズブックの配布（市内中学校3年生） 973人 ＜評価＞ ・思春期保健事業を市内全中学校で実施することができた。 ・思春期に関する悩みに対する相談窓口の周知、ティーンズブックの配布を市内の中高生にすることができた。 ＜課題＞ ・医療機関に勤務する助産師に講師依頼をしている現状であり、施設によっては、院外での活動に制約があるため、人材の確保が課題である。 ・思春期や性の問題が多様化するなか事業の目的にあった内容の見直しを検討する必要がある。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ ・在宅助産師の人材確保 ・思春期事業の目的及び内容の見直し	A
62. メディア・リテラシーの向上 【学校教育課】	・教職員を対象に、情報漏えい等の実態調査に加え、事例を紹介することで未然防止や情報セキュリティの意識向上を図った。 ＜評価＞ ・定期的に情報セキュリティセルフチェックを実施することで、今年度も教職員の情報セキュリティ意識の喚起をすることができた。今後も、継続した取組を行うことでモラルやリテラシーの向上を目指していく。 ＜課題＞ ・昨年度も情報モラルに関するトラブルが発生し、理解の拡充が望まれる。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ ・情報モラルの授業提案や活用サイトについて学校へ周知する。	B
63. 有害環境の浄化 【生涯学習課】	・市内商業施設や遊戯施設の巡回 巡回回数 256回 巡回延人数 913人 ・白ポストの回収 有害図書 111冊 DVD等 197枚 ・立ち入り調査の実施 第一回 7月13日 第二回 11月14日 ＜評価＞ 青少年が多く集まるイベント時の特別巡回を重点的に実施したことにより、愛の声かけの件数が昨年比4倍となった。 ＜課題＞ 有害環境の場が商業施設、遊戯施設からインターネットへと移りつつある。巡回については抑止力として行う。	A

	<具体的な改善・取組・目標> 少年指導員巡回等の活動を、市内小中学生向けに周知する。	
--	--	--

施策方向2 <男女間のあらゆる暴力の根絶>

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、絶対に許されるものではありません。また、対策の推進に当たっては、市民の正しい理解を促し認識を深めるとともに、DV被害者の安全と人権を最大限に尊重する必要があります。

本市では、「第2次那須塩原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、配偶者等からの暴力防止、被害者の安全確保及び自立支援等の施策を総合的かつ一体的に取り組みます。

①暴力の未然防止・再発防止のための取組の推進

事業	令和6年度実施状況	評価
64. DV防止のための啓発 【市民協働推進課】	DV防止セミナーを実施 実施日：令和6年11月10日(日) 内容：講演 講師：小俣 宜昭 氏 参加者：9名 男女共同参画情報「みいな」で相談窓口の周知を行い、内閣府作成のポスター及びリーフレットを庁舎内に掲示、設置した。 パープルライトアップ運動を実施した。	A
	<評価> 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて出前講座、パープルライトアップ運動の実施ができた。	
	<課題> 出前講座は当日の参加者が少なかったため、開催手法の検討を含め集客に励む必要がある。	
	<具体的な改善・取組・目標> 開催手法、対象、内容に関して検討していく。	
65. 中・高校生に対するDV防止のための啓発 【市民協働推進課】	栃木県男女共同参画地域推進員等によるデートDVに関する出前講座実施。(実施校：黒磯南高、那須拓陽高、那須特別支援学校) 市内中学校3年生、義務教育学校9年生、高校3年生へDV防止パンフレットを配布した。	A
	<評価> 出前講座、パンフレット配布を通して、中高生へデートDV防止のための啓発活動を実施できた。	
	<課題> 出前講座について、推進員との連携方法や実施方法の検討が必要である。	
	<具体的な改善・取組・目標> 啓発手法について検討し、効果的な啓発を継続して実施したい。	

②被害者の早期発見及び相談体制の充実		
66. 民生委員・児童委員 など地域で活動している人たちとの連携 【子育て相談課】	・各地区の民児協連合会定例会への出席 ・民児協連合会各専門部会（児童福祉部会、母子・父子福祉部会）における研修等の実施 ・随時情報提供の呼びかけ	A
	<評価> 委員に対して、研修の実施により課題等に対する理解を深めるとともに、地域の見守りや情報収集の協力依頼をし、問題の早期発見に努めた。	
	<課題> 民生委員・児童委員から地域の子どもに関わるきっかけを掴むのが難しいとの声が寄せられる。	
	<具体的な改善・取組・目標> 相談機関の周知を継続的に行う。 民生委員・児童委員等と連携し、問題を抱える家庭の早期発見を図る。	
67. DVに関する相談支援 【子育て相談課】	女性相談支援員を配置し、相談支援を実施 ・DV相談件数 56件	A
	<評価> ・女性相談支援員を配置し相談支援を実施した。 ・DV相談件数は計画の目標値を下回っているものの前年に比べて増加傾向にある。また、DVではないものの困難な問題を抱える女性からの相談も増加している。	
	<課題> ・相談内容が複雑化・多様化し、対応が苦慮するケースもあるため、人員体制の維持、専門的な研修の受講、関係機関との連携、支援員の心理的ケアなど体制強化が必要である。	
	<具体的な改善・取組・目標> 支援員の確保、専門研修の受講など相談体制の強化を図る。	
68. DVに関する相談支援 【高齢福祉課】	DV相談件数 8件 （高齢者虐待相談の中での件数）	B
	<評価> 虐待相談の中には、DVのケースも含まれるため、地域包括支援センター等と連携をとり、支援体制を整えている。	
	<課題> 高齢者のDVは長期にわたっていることが多く、慢性化しており、DVであるという認識が低い。	
	<具体的な改善・取組・目標> 地域包括支援センターや介護事業所等の関係機関と連携し、早期発見に努める。 権利擁護（高齢者虐待）パンフレットによる周知啓発を引き続き実施する。	

③安全に配慮した支援体制の充実

69. DV被害等の緊急一時避難支援 【子育て相談課】	DV被害者等が緊急で避難が必要な場合に、警察や県（婦人相談所）等と連携し、被害者の一時避難に係る支援を実施。	A
	＜評価＞ DV被害者等の安全確保のため、関係機関と連携して対応した。	
	＜課題＞ DV被害者等の速やかな安全確保のため、関係機関との連携した対応が必要である。	
	＜具体的な改善・取組・目標＞ DV被害者等の安全に避難させるため、警察をはじめとする関係機関と情報共有し、連携強化を図る。	
70. DV被害者の支援者安全確保 【子育て相談課】	支援者の安全確保のため、外部に情報が漏れることの無いよう安全対策を実施。	B
	＜評価＞ 相談者に対し、相談内容や相談先を外部に漏らすことのないよう注意喚起するなど、安全対策を徹底した。	
	＜課題＞ DV被害者だけでなく、DV支援者も、加害者からの被害者追及の対象にされる場合がある。	
	＜具体的な改善・取組・目標＞ 外部に情報が洩れるもとの無いよう、必要に応じて警察にも協力依頼を行うなど引き続き安全対策の徹底を行う。	

④被害者の自立に向けての支援の充実

71. DV被害者の自立支援体制の充実 【子育て支援課（児童扶養手当及びひとり親家庭医療費）】	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 10 条第 1 項の規定による命令を受けた者の配偶者等を含むひとり親家庭に対し、児童扶養手当の給付及びひとり親家庭医療費助成により保険診療自己負担分の医療費を助成している。 令和 6 年度実績数 児童扶養手当：0 人 ひとり親家庭医療費助成：0 件	A
	＜評価＞ 新規認定者はいなかったが、児童扶養手当は保護命令による認定者について引き続き手当の支給を行った。ひとり親家庭医療費助成については助成申請がなかったため助成していない。	
	＜課題＞ 制度の理解と利用が進むよう、より分かりやすく効果的な制度の周知方法を検討していく必要がある。	
	＜具体的な改善・取組・目標＞ 市民課窓口等と連携し、離婚届提出時などの異動があった際に制度を案内している。また、子ども・子育て相談センターとも連携を図り、相談者に随時制度案内を行うことができる体制をとっている。	

72. DV被害者の自立支援体制の充実 【都市計画課】	DV防止法などによる保護命令の決定を受けた被害者や一時保護された被害者に対する市営住宅入居に関する配慮と、被害者保護の観点からの市営住宅への入居に関する相談対応体制を維持した。 <評価> 関係機関等との連携を図り、DV被害者からの市営住宅入居相談等を受け、被害者の一時保護と生活自立支援の観点からの市営住宅入居（目的外使用）を行うための体制を整備できている。 <課題> 市営住宅をDV被害者の保護に供するためには、目的外使用となり、本来の使用目的による入居者の入居を阻害しないこと、かつ、法令等に基づく保護命令などの根拠が必要となるため、緊急的な対応が難しいケースが多い。 <具体的な改善・取組・目標> 関係機関等との情報共有の迅速化により、手続きに要する日数の短縮を図り、目的外使用による入居が可能となる居室を速やかに手配することで、緊急性のある案件にも対応ができるようにすることが目標となる。	A
73. DV被害者の自立支援体制の充実 【子育て相談課】	DV被害者の状況に応じて、様々な福祉政策の情報提供を行い、関係部局と連携しながら自立支援を実施。 <評価> DV被害者の自立に向けて、被害者の状況に応じて丁寧な聞き取りを行い、関係機関と連携し支援を実施した。 <課題> ・DV被害者が自立に向けてより良い選択ができるよう、関係機関と連携し被害者を支える必要がある。 <具体的な改善・取組・目標> DV被害者が自立できるよう、引き続き関係機関と連携しながら支援を行う。	A

施策方向3＜困難を抱える男女への支援＞ 貧困や高齢・障害など困難を抱える男女に対し、国や、栃木県との連携の下、経済的な自立支援、各種サービスの充実などにより、安心して生活ができるよう支援に努めます。		
① 貧困家庭・ひとり親家庭・障害のある人の生活環境の整備		
事業	令和6年度実施状況	評価
74. 生活困窮者に対する相談体制の充実 【生活福祉課(社会福祉協議会)】	多様で複合的な問題を抱える生活困窮者に対して助言及び情報提供を行うとともに、各種施策・サービス利用あっせん等、様々な支援を一体的かつ計画的に行い、自立促進を図った。また、直ちに就労することが困難である者に対し、就労に必要な基礎能力を養いつつ就労に向けた訓練や就労体験機会の提供を行う就労準備支援事業を実施した。 ・新規相談者 161 名 ・就労準備支援事業利用者 3 名	B
	＜評価＞ 生活困窮者自立支援事業が定着しつつあり、生活保護に至らない困窮者に対する支援の選択肢が広がっている。	
	＜課題＞ ・相談体制の強化 ・支援が難しいケースへの対応 ・生活困窮者自立支援事業の周知 ・新たな支援策となる社会資源の発掘、創出	
	＜具体的な改善・取組・目標＞ ・定期的な職員研修 ・他の相談支援機関との連携強化、情報共有	
75. 生活困窮者等の子どもに対する学習支援の実施 【生活福祉課】	教員OBや大学生等を講師として配置し、学習環境の提供や学習支援等を継続的に実施した。 ・対象：生活保護世帯及び準要保護世帯の小・中学生及び高校生 ・実施場所：市内4公民館 ・日時：毎週2日、1日当たり2時間 ・参加者：28名	B
	＜評価＞ 生活保護世帯及び準要保護世帯の児童生徒に対し、勉強の場を提供することができた。	
	＜課題＞ 親子の学習への関心度や開催場所数や時間等の理由から、参加率が低迷している。	
	＜具体的な改善・取組・目標＞ 案内通知や開催方法を工夫するなど、学校と連携しながら、効果的な周知を図る。	

76. ひとり親家庭の自立支援 【子育て相談課】	ひとり親家庭の経済的な自立につながるよう相談支援を実施し、関係機関との連携や資格取得を支援するためし給付金の支給を実施。 ・ひとり親家庭自立支援教育給付金 2件 ・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 2件 ＜評価＞ 安定した収入を得るための就労に向けた相談支援を実施し、ハローワークなどの関係機関へのつなぎや資格の取得の支援を実施した。 ＜課題＞ ・相談者の状況に応じて適切な支援につなぐ必要がある。 ・資格を取得する場合、安定した就労やキャリアアップにつながるよう目標を立てることが必要である。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ 相談者のニーズを踏まえつつ就労やキャリアアップにつながる資格の取得に向け、プログラムを策定するなど経済的な自立に向けた支援を実施する。	B
77. ひとり親家庭の自立支援 【子育て支援課（ひとり親の家庭医療費）】	ひとり親家庭医療費助成 助成件数：12,368件 助成額：35,678,400円 ＜評価＞ ひとり親家庭医療費助成は、家庭の経済的負担を軽減しており、安定した生活に寄与している。 ＜課題＞ 本来助成対象となりうるにも関わらず、「自分は制度の対象ではない」と認識し、資格申請に至らないケースが散見されるため、更なる制度の周知が必要である。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ 市ホームページを通した広報、民生委員への制度説明	A
78. 障害者の地域生活支援 【社会福祉課】	障害福祉サービスの実施 ・介護給付費利用者 2,655人 （延べ）（居宅介護のみ） ・訓練等給付費利用者 5,082人 （延べ）（自立訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続A型・B型、就労定着支援） ＜評価＞ 障害のある人が安心して自立した生活を送るために必要な障害福祉サービスの円滑な提供を図ることができた。 ＜課題＞ 障害のある人の生活実態に合ったサービスを提供するため、ニーズを的確に把握する必要がある。	A

	<具体的な改善・取組・目標> 那須塩原市障害福祉計画に基づき、的確なサービスの提供を図るとともに、地域自立支援協議会等を通して、常に障害のある人のニーズを把握し、ニーズに合ったサービスの提供につなげる。	
--	---	--

資 料

那須塩原市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 基本的施策（第7条―第17条）

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等（第18条―第20条）

第4章 那須塩原市男女共同参画審議会（第21条）

第5章 補則（第22条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の取組と連動しつつ男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。特に男女共同参画社会基本法においては、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられている。

本市においても、これまで男女共同参画社会の実現を目指し、様々な施策を推進してきた。

しかしながら、今もなお性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根深く、真の男女平等や男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されている。

だれもが心豊かに健康で安心して暮らせる社会の実現は、私たち市民の切なる願いであるが、そうした社会を築いていくためには、市民一人ひとりが自らの意思によって家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に積極的に参画することが必要である。

このような認識に立ち、市は、市、市民及び事業者が相互に協力連携して、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が、自らの意思により対等な立場であらゆる分野の活動に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、その基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が平等に確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女間における暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識や偏見等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭の重要性を認識して、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会生活における活動に対等に参画できるようにすること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴及び性について理解を深め、かつ、尊重しあうことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進に向けた取組は国際社会の取組と密接に関係していることから、国際社会の動向を踏まえながら行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、県、国等と連携しつつ、率先してこれに取り組むものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野におい

て、それぞれが互いに協力し、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

（行動計画）

第7条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な施策を講ずるとともに、那須塩原市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

（意識の啓発）

第8条 市は、男女共同参画の推進についての意識の啓発を図るため、家庭、職場、学校、地域等における広報活動の実施、学習の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成）

第9条 市は、男女共同参画の推進を率先して行う人材を育成するため、研修の実施、講座の開設その他の必要な施策を講ずるものとする。

（活動の支援）

第10条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体による男女共同参画の推進についての自主的な活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（教育の分野における施策）

第11条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる分野において、男女平等意識の醸成、個性と能力の育成その他男女共同参画の推進のための必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（家族経営的な農林業、商工業等の分野における施策）

第12条 市は、家族経営的な農林業、商工業等の分野で、家族全員がそれぞれの能力を十分に発揮し、その能力が正当に評価され、並びに対等な構成員として経営方針の立案及び決定に参画する機会が確保されることにより、充実感をもって働ける環境づくりを推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（体制の整備等）

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するため、

必要な体制の整備に努めるものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、常に関係行政機関及び関係団体と緊密に連携し、協力するよう努めるものとする。

（施策に関する意見の申出への対応）

- 第14条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、意見の申出があったときは、適切に対応するよう努めるものとする。

- 2 市長は、前項の申出があった場合において、必要と認めるときは、那須塩原市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

（積極的改善措置）

- 第15条 市は、政策の立案若しくは決定又は施策の実施に当たって、参画の機会に係る男女間の格差の改善を図る必要があると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市長その他の執行機関は、附属機関の委員等を任命し、又は委嘱するときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

（年次報告）

- 第16条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

（調査研究）

- 第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な事項について調査及び研究を行うものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等

（性別による権利侵害の禁止）

- 第18条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

- 3 何人も、男女間において、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、何人も、性別により権利を侵害する行為を行ってはならない。

（性別による権利侵害等に関する相談への対応）

- 第19条 市長は、前条各項の規定に違反する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為について相談を受けたときは、関係機関等と連携して、適切に対応するよう努めるものとする。

（公衆に表示する情報への配慮）

- 第20条 何人も、公衆に表示する情報が社会に及ぼす影響を考慮し、その情報において、性別による固定的な役割分担若しくは男女間の暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な

性的表現を行わないよう努めなければならない。

第4章 那須塩原市男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置)

第21条 市に那須塩原市男女共同参画審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査し、及び審議し、必要と認める事項について、市長に意見を述べること。

(2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ調査し、市長に意見を述べること。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。この場合において、男女のいずれの委員の数も、委員総数の10分の4未満とならないものとする。

4 委員は、市民、関係機関の職員、事業者、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

第5章 補則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。